

感染症の予防及びまん延 の防止のための指針

マザーグースの家

マザーグースの家指定相談支援事業所

マザーグース 7

令和 7 年 1 月 7 日版

はじめに

利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

I. 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・規程および社会的規範を遵守するとともに、適正な感染対策の取組みを行います。

II. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

1. 体制

（1）感染症対策委員会の設置・運営

① 目的

- ・感染症対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備し、感染症の発生や感染拡大を防止します。

② 活動内容

- ・施設・事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定めます。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を施設・事業所全体に周知します。
- ・施設・事業所における感染に関する問題を把握し問題意識を共有・解決します。
- ・利用者・職員の健康状態を把握します。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮をとります。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処します。

③ 委員会の構成メンバー

- ・委員会の運営責任者は施設長とし、構成メンバーは看護職員、管理栄養士、事業所の職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成します。

④ 運営方法

- ・委員会は、3か月に1回以上定期的に開催します。
- ・関係する委員会や職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。
- ・会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

（2）役割分担

各担当の役割分担は、以下の通りとする。

役割	担当者
施設全体の管理	施設長
感染対策委員会実施のための各所への連絡と調整	看護職員
医療・治療面の専門的知識の提供	医師より情報提供を受けた看護職員
感染対策担当者 医療の提供と感染対策の立案・指導 利用者、職員の健康状態の把握	看護職員
支援現場における感染対策の実施状況の把握 感染対策方法の現場への周知	サービス管理責任者 生活支援員
食事の提供状況の把握 利用者の栄養状態の把握	管理栄養士

（3）指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新を行います。

（4）研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、全職員を対象に年2回以上の研修を定期的に実施します。また、新規採用時にも研修を実施します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

（5）訓練

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を定期的に実施します。

2.平常時の対策（日常の支援にかかる感染管理）

（1）利用者の健康管理

- ・既往歴の把握
- ・日常観察、体調把握
- ・体調、様子の共有方法構築
- ・利用者に感染対策の方法を教育、指導
- ・利用者の感染対策実施状況を把握、不足している対策を支援

(2) 職員の健康管理

- ・入職時の感染症の既往状況把握
- ・定期健診の必要性を説明、受診状況を把握
- ・職員の体調把握
- ・体調不良時の申請方法を周知、申請しやすい環境を整える
- ・職員へ感染対策の方法を教育、指導
- ・職員の感染に対する知識を評価、不足している部分に対し、教育、指導
- ・ワクチン接種の必要性を説明、任意接種
- ・業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備

(3) 標準的な感染予防策

①職員の感染予防策

- ・手指衛生の実施状況（方法、タイミングなど）を評価、適切な方法を教育、指導
- ・個人防護具の使用状況（着用しているケアと着用状況、着脱方法など）を評価、適切な方法を教育、指導
- ・食事支援時の対応確認、適切な方法を指導
- ・排泄支援時の対応確認、適切な方法を指導
- ・上記以外の支援時の対応確認、適切な方法を指導

②利用者の感染予防策

- ・食事前、排泄後の手洗い状況把握
- ・手指を清潔に保つために必要な支援についての検討、実施
- ・共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理

③その他

- ・十分な必要物品を確保、管理

(4) 衛生管理

①環境整備

- ・整理整頓、清掃を計画的に実施、実施状況を評価
- ・換気の状況（方法や時間）を把握、評価
- ・トイレの清掃、消毒を計画的に実施、実施状況を評価
- ・汚物処理室の清掃、消毒を計画的に実施、実施状況を評価
- ・効果的な環境整備について、教育、指導

②食品衛生

- ・食品の入手、保管状況を確認、評価
- ・調理工程の衛生状況を確認、評価
- ・環境調査の結果を確認
- ・調理職員の衛生状況を確認

- ・課題を検討、対策を講じる
 - ・衛生的に調理できるよう、教育、指導
- ③血液・体液・排泄物等の処理
- ・標準予防策について指導
 - ・ケアごとの標準予防策の策定、周知
 - ・処理方法、処理状況を確認
 - ・適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育、指導

3.発生時の対応

(1) 発生状況の把握

- ・感染者及び感染疑い者の状況を把握、情報を共有
- ・施設・事業所全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査、把握

(2) 感染拡大の防止

- ・生活空間、動線の区分け（ゾーニング）
- ・看護職員は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認、周知、指導
- ・支援職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認
- ・感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼
- ・感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認
- ・ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定、消毒を実施
- ・職員の感染対策の状況を確認、感染対策の徹底

(3) 保健所、行政関係機関との連携

①保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討
 - ・感染者及び感染疑い者の状況を報告、指示を確認
- 連絡先：徳島保健所 感染症疾病対策担当：電話番号 088-602-8907
- ・保健所からの指導内容を正しく全職員に共有

②行政関係機関との連携

- ・報告の必要性について検討
 - ・感染者及び感染疑い者の状況報告、指示を確認
- 連絡先：徳島県保健福祉部障がい福祉課

施設サービス指導担当 電話番号 088-621-2235

(4) 関係者への連絡

- ・施設・事業所、法人内での情報共有体制を構築、整備

- ・利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備
- ・相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備
- ・出入り業者との情報共有体制を構築、整備

(5) 感染者発生後の支援(利用者、職員ともに)

- ・感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握
- ・感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築

4. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

<附則>

本指針は、令和4年 4月 1日から適用する。

11月10日一部改訂。

令和7年 1月 7日全面改訂。